

ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱

(平成11年4月16日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物（し尿及び粗大ごみを除く。）の集積施設（以下「ごみ集積施設」という。）の設置及び定日に収集される生活ごみ（粗大ごみを除く。）の集積場所（以下「集積所」という。）の設置管理に関し必要な事項を定めることにより、ごみの適正処理及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(ごみ集積施設の設置)

第2条 次の各号に掲げる規模の建築物の建設事業又は当該建築物の敷地となる宅地等の造成事業（仙台市開発指導要綱（平成6年6月市長決裁）の適用対象事業を除く。）を実施しようとする者（以下「事業主」という。）は、別に定めるごみ集積施設設置基準（平成11年4月環境局長決裁）に従いごみ集積施設を設置しなければならない。ただし、建築物の敷地となる宅地等の形状、周辺の道路の状況等によりごみ集積施設の設置が困難であると環境局長が認める場合であって事業主があらかじめ既に他の者が使用している集積所を特定したときは、この限りでない。

- (1) 戸建住宅にあつては、10戸以上のもの
- (2) 共同住宅、寄宿舎又は長屋の用途に供する建築物（以下「共同住宅等」という。）にあつては、4戸以上のもの
- (3) 事業所にあつては、延床面積が1,000平方メートル以上のもの

2 前項ただし書の規定により、事業主が既に他の者が使用している集積所を特定しようとするときは、当該集積所におけるごみ処理の申出を行った代表者（以下第5条及び第6条において「申出者」という。）の承諾を得たことを確認できる書類を環境局長に提出しなければならない。

(事前協議等)

第3条 事業主は、ごみ集積施設の設置について、あらかじめ、当該ごみ集積施設の近隣住民に対して説明を行うとともに、環境局長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議を行おうとする者は、ごみ集積施設設置協議願書（様式第1号）を環境局長に提出しなければならない。

3 環境局長及び事業主は、第1項による協議が整った場合には、協議書（様式第2号）を作成するものとする。

4 事業主は、前項の協議書の内容を変更しようとするときは、ごみ集積施設設置協議変更協議願書（様式第3号）を提出し、環境局長と協議しなければならない。

5 環境局長及び事業主は、前項による協議が整った場合には、変更協議書（様式第4号）を作成するものとする。

6 事業主は、第2項のごみ集積施設設置協議願書又は第4項のごみ集積施設設置協議変更協議願書を取り下げるときは、ごみ集積施設設置協議取下書（様式第5号）によりしなければならない。

(検査)

第4条 事業主は、ごみ集積施設の設置工事の完了後に、前条第3項の協議書（同条第4項の規定による協議書の内容の変更をしたときは同条第5項の変更協議書）及

びごみ集積所設置基準の内容に適合するものであることについて、環境局長の検査を受けるものとする。

- 2 環境局長は、前項の検査において、ごみ集積施設が前条第3項の協議書若しくは同条第5項の変更協議書又はごみ集積施設設置基準の内容に適合していないと認めるときは、必要な指導又は助言を行うこととする。

(集積所の特定)

第5条 9戸以下の戸建住宅の宅地等の造成事業又は3戸以下の共同住宅等の建築事業を実施しようとする者は、あらかじめ集積所を特定しておかなければならない。この場合において、既に他の者が使用している集積所を特定しようとするときは、当該集積所の申出者の承諾を得なければならない。

(集積所の管理)

第6条 申出者及び共同住宅等の所有者（所有者が共同住宅等の管理を委託している場合には当該委託を受けた者。以下同じ。）は、その申出に係る集積所又はその所有する共同住宅等に設置されたごみ集積施設（以下この項において「集積所等」という。）について、次の各号を順守しなければならない。

- (1) 生活ごみの分別の方法及び排出の方法を当該集積所等を利用する者に周知徹底すること。
- (2) 当該集積所等及びその周辺を清潔に保持すること
- (3) 当該集積所等における収集作業の障害となるものを除去すること
- (4) その他生活ごみの適正処理に関して必要な事項

- 2 申出者及び共同住宅等の所有者は、前項各号に掲げる事項を自ら行うことが困難な場合には、これらを他の者に行わせることができる。

(実施細目)

第7条 この要綱の実施細目は、環境局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年5月1日から実施する。
- 2 ごみ集積施設設置指導要綱（昭和61年9月26日市長決裁）は廃止する。

附 則（平成12年5月22日改正）

この改正は、平成12年6月1日から実施する。

附 則（平成15年3月26日改正）

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成15年9月30日改正）

この改正は、平成15年10月1日から実施する。

附 則（平成19年11月12日改正）

この改正は、平成20年2月1日から実施する。

附 則（平成30年3月30日改正）

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（平成30年11月19日改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成30年12月1日から実施する。

(経過措置)

2 この改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月31日改正）

1 この改正は、令和3年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この改正の施行の際現にあるこの改正による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。